

## 玉川学園 町内会 会則

### 第1章 総則

#### 第1条 名称

本会は、玉川学園町内会と称す。

#### 第2条 目的

本会は、会員の自治的な組織で、会員相互の連帯と親睦を深め、豊かな環境と住みよいまちづくりを推進することを目的とする。ただし、特定の政治・宗教活動を行った一部利益をはかる場であってはならない。また反社会的勢力との関わりを持つてはならない。

#### 第3条 事業・活動

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業・活動を行う。

- (1) 広報に関する事業
- (2) 防災、防犯、交通安全など安全な暮らしに関する活動
- (3) 資源回収、環境整備に関する活動
- (4) 高齢者、成人、青少年に関する活動
- (5) 文化、体育に関する活動
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業・活動

#### 第4条 区域

本会の区域は、別表1（2022年版町内会地図）に掲げる区域とする。

#### 第5条 事務所

本会の事務所は、町田市玉川学園2丁目19番5号に置く。

#### 第6条 運営

本会は、次により運営される。

1. 経費 本会を運営するための経費は、会費、補助金その他による。
2. 本会に次の会議を置く。
  - (1) 総会
  - (2) 幹事会
  - (3) 常任幹事会
  - (4) 地区長会
  - (5) 地区会
  - (6) 支部長会
  - (7) 環境委員会
  - (8) 自主防災隊長会議
3. 運営に当たっては、別に定める細則に従って制定される規程類を遵守しなければならない。

### 第2章 会員

#### 第7条 会員

本会は、原則として、第4条に定める区域に居住し、本会に加入した個人をもって会員とする。詳細は細則に定める。ただし、当該区域内に店舗、事業所を構える法人・団体は、賛助会員となることができる。なお、賛助会員は評決権を有しない。

#### 第8条 会費

1. 年会費は、細則に定める。
2. 本会に加入した会員は、会費を納入する。なお、納入した会費は返却しない。

#### 第9条 入会

1. 本会に入会しようとする者は、別に定める入会連絡票を事務所に提出するものとする。
2. 本会は、前項の入会申し込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

#### 第10条 退会等

1. 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとす。
  - (1) 第4条に定める区域に住所を有しなくなった場合
  - (2) 本人により別に定める退会連絡票が事務所に提出された場合
2. 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。その場合は、家族が継承するものとする。

### 第3章 組織

#### 第11条 組織および業務編成

##### 1. 組織

地域住民との連携を密にし、地域の諸問題を解決するため本会の区域を8地区に分け、それぞれに支部を設け、支部に班をおく。

##### 2. 業務編成

(1) 第3条の事業・活動を行うため、次の部をおく。

総務部、経理部、広報部、防犯防災部、環境部、コミュニティ部

(2) 各部に部長をおく。また、必要に応じて副部長をおくことができる。

(3) 本会の業務活動の支援を目的にサポーターをおくことができる。

(4) 必要に応じ、委員会をおくことができる。

(5) 本会の運営を円滑に行うため有給事務員をおく。

#### 第12条 役員の構成

本会に、次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 4名以内
3. 常任幹事 (各部長)
4. 幹事 30名以内 (会長、副会長を除く)
5. 専任幹事 4名
6. 監査役 2名

#### 第13条 役員の任期

役員の任期は、一期2年とし再任を妨げない。ただし、会長、監査役は3期連続で同一の役に就くことはできない。

#### 第14条 役員の選出

1. 会長、副会長、監査役は総会において会員の中から選出する
2. 幹事の選出は、全区(町内会全域)と地区(8地区)に分けて行う。全区選出の幹事の定数は11名以内とし、総会において会員の中から選出する。地区選出幹事の定数は細則で定め、各地区で選んだ候補者を総会で承認する。
3. 部長は、総会後の幹事会で互選する等の方法により選任する。
4. 専任幹事は、第2項に定める幹事定数外の幹事とし、幹事会で選任する。
5. 会長が任期を残して辞任したときは、第1項の規定にかかわらず幹事会が副会長の中から会長を選任する。幹事会は、選任の結果をその後の最初の総会に報告し、承認を得なければならない。前会長の残された任期は第13条に定める任期に算入しない。
6. 会長を除く役員が任期を残して辞任したことにより業務の執行に支障が生じる場合は、第2項の規定にかかわらず幹事会により選出することができる。幹事会は、選出の結果をその後の最初の総会に報告し、承認を得なければならない。選出された幹事の任期期限は辞任した幹事の任期期限とする。
7. 監査役は他の役員を兼務できない。
8. 役員が第2条に反する行為や不祥事を起こした場合は、幹事会において4分の3以上の議決により解任できる。

#### 第15条 役員の任務

1. 会長は、会を代表し、すべての業務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 部長は、部の長として、業務の立案、実施にあたる。
4. 幹事は、各部に所属し部長の業務を補佐する。
5. 専任幹事は、町内会を代表して「こすもす会館」および「さくらんぼホール」の管理運営にあたる。また適宜、幹事会に出席して施設の管理運営状況を報告する。
6. 監査役は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の会計および資産の状況を監査する。
  - (2) 会長、副会長および役員の業務執行の状況を監査する。

#### 第16条 地区

1. 地区の構成・目的・運営
  - (1) 本会は運営上地区制をとり、各地区に地区長をおく。
  - (2) 地区会の構成は、地区長、地区所属の役員、支部長、防災委員、環境委員、および自主防災隊長等とする。
  - (3) 地区会は地区の諸問題を協議し、解決にあたる。
2. 地区長の任務・選出
  - (1) 地区長は地区を代表し、地区運営を担当する。
  - (2) 地区長は、各地区において幹事会構成役員の中からそれぞれ独自の方法によって選出する。

#### 第17条 支部

1. 支部長の任務・任期・選出
  - (1) 支部長は、所属支部を代表し、支部の業務を担当するとともに、支部の意見を会に反映させる。
  - (2) 支部長は、支部長会に出席し、会の運営に参画する。
  - (3) 支部長の任期は、1年とし再任は妨げない。
  - (4) 支部長は、各支部においてそれぞれ独自の方法によって選出する。

#### 第18条 防災委員

1. 防災委員の任務・任期・選出
  - (1) 防災委員は、地域の防災や防犯など安全活動を推進し、地区自主防災隊に所属する。
  - (2) 防災委員の任期は、1年とし再任は妨げない。
  - (3) 防災委員は、各支部においてそれぞれ独自の方法によって選出する。

#### 第19条 環境委員

1. 環境委員の任務・任期・選出
  - (1) 環境委員は、地域の環境にかかわる活動を推進し、環境委員会に出席する。
  - (2) 環境委員の任期は、1年とし再任は妨げない。
  - (3) 環境委員は、各支部においてそれぞれ独自の方法によって選出する。

#### 第20条 自主防災隊

本会は、地域の住民が自主的に防災活動を行うために地区自主防災隊を設置する。詳細は細則に定める。

#### 第21条 相談役

本会に相談役をおくことができる。相談役は常任幹事会で推薦し、幹事会の承認を受けけるものとする。相談役は、常任幹事会の求めに応じて、各種会議に出席し、本会の発展のために助言する。相談役の任期は1年とし、再任は妨げない。

## 第4章 会議

### 第22条 会議の種類と権能

1. 幹事会 幹事会は、専任幹事を除く役員をもって構成する。監査役は意見を述べることはできるが、採決に加わることはできない。幹事会は総会で決定した方針に基づき会の運営、業務全般について必要な議決を行う。
2. 常任幹事会 常任幹事会は、会長、副会長、部長等で構成し、日常業務を執行する。
3. 地区長会 地区長会は、会長、副会長、地区長等で構成し、地区と会に関する諸問題を協議する。
4. 地区会、支部長会、自主防災隊長会議、環境委員会は別途、設置・運営する。

### 第23条 会議の招集

1. 幹事会 会長は幹事会を招集する。
2. 常任幹事会 会長は常任幹事会を招集する。
3. 地区長会 会長は地区長会を招集する。
4. 地区会 地区長は地区会を招集する。
5. 支部長会 会長は支部長会を招集する。
6. 環境委員会 環境部長は、環境委員会を招集する。
7. 自主防災隊長会議 防犯防災部長は、自主防災隊長会議を招集する。

### 第24条 会議の議長

会議の議長は、会長またはそれぞれの招集者から指名された役員がこれにあたる。

### 第25条 会議の定足数等

幹事会には、第32、33、34、35条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「幹事会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。その他の会議も同様に準用する。

## 第5章 総会

### 第26条 総会の種別

本会の総会は、定期総会および臨時総会の2種とする。

### 第27条 総会の構成

総会は、会員をもって構成する。

### 第28条 総会の権能

総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

### 第29条 総会の開催

1. 定期総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。
2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めるとき
  - (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
  - (3) 監査役から請求があったとき
3. 書面総会
  - (1) 総会は、会場開催のほか、社会状況等により会長の発議と幹事会の承認を経て、書面による開催もできるものとする。
  - (2) 書面総会は、議決権行使書により賛否を問うものとする。

### 第30条 総会の招集

1. 総会は、会長が招集する。
2. 会長は、前条第2項、第2号、第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から40日以内に臨時総会を開催しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場

所を示して、開催日の14日前までに文書をもって通知しなければならない。

#### 第31条 総会の議長

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

#### 第32条 総会の定足数

総会は、会員の2分の1以上の出席により成立する。

#### 第33条 総会の議決

1. 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決する。ただし、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。また、第38条(資産の処分)、第45条(解散)、第46条(残余財産の処分)は、総会員数の4分の3以上の決するところによる。
2. 会場開催においても書面開催の方法を適用できるものとする。

#### 第34条 会員の議決権

会員は、総会において、おのこの1票の議決権を有する。

#### 第35条 総会への議決権行使書又は委任状の提出

総会に出席できない会員が議決権行使書又は委任状を総会へ提出した場合は、総会に出席したものとみなす。委任状を提出した場合の議決権は、委任された会員が行使するものとする。

#### 第36条 総会の議事録

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時および時間
  - (2) 会員の現在数および出席者数（書面表決者および表決委任者を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項および議決事項
  - (4) 議事の経過の概要およびその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
3. 書面による開催となったときは、議決権行使書の議決結果の集計表を使用し、1項に準じて議事録を作成する。議事録には、選挙世話人代表1名、会長および集計表作成者の署名押印をしなければならない。

### 第6章 資産

#### 第37条 資産の管理

本会の資産は、別に定める「財産目録」記載の資産とし、会長が管理し、その方法は幹事会の議決によりこれを定める。

#### 第38条 資産の処分

本会の資産を処分または担保に供する場合は、総会において総会員数の4分の3以上の議決を得なければならない。

### 第7章 事業計画および予算並びに事業報告および決算

#### 第39条 事業計画および予算

1. 本会の事業計画および予算は会長が作成し、定期総会の議決を経て定めなければならない。承認された予算の執行については、別途細則に定める。
2. 前項の規定にかかわらず、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

#### 第40条 事業報告および決算

本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監査役の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

## 第8章 会計

### 第41条 会計年度

本会の会計年度は、当年4月1日から翌年3月末日までとする。

### 第42条 会計処理

本会の会計処理は別途定める内規に依り処理するものとする。

### 第43条 緊急の支出

その年度中における緊急やむを得ない場合の支出は、会長・副会長の承諾を得て支出し、直近の幹事会の承認を得るものとする

## 第9章 規約の変更及び解散

### 第44条 規約の変更

この規約を変更する場合は、総会において、総会員数の2分の1以上の議決を得、かつ、町田市長の許可を受けなければならない。

### 第45条 解散

1. 本会は、地方自治法第260条20の規定により解散する。
2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会において、総会員数の4分の3以上の議決を得なければならない。

### 第46条 残余財産の処分

本会の解散の時に有する残余財産は、総会において総会員数の4分の3以上の議決を得て、決定するものとする。

## 第10章 その他

### 第47条 備え付け帳簿および書類

本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可および登録に関する書類、総会および会議の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿および書類を備えておかななければならない。

### 第48条 議事録

第22条第1項、第2項、第3項に定める会議においては議事録を作成しなければならない。作成の詳細についてはその会議にて定める。

### 第49条 細則

この規約の施行に関し必要な事項は、細則として別に定める。

## < 附 則 >

本会則・細則は、2023年5月28日の定期総会において決定し、2023年5月29日から施行する。

### 経過措置

1. 旧会則で選出された会計監査は、監査役となる。
2. 監査役2名の内、1名は第13条に拘わらず、当初の一期のみ1年とする。
  - (1) 任期は、2023年4月1日から2024年3月31日までの1年間および2023年4月1日から2025年3月31日までの2年間とする。
  - (2) 2024年度からは、毎年1名が改選される。

## 玉川学園町内会 細則

玉川学園町内会会則の施行に関して必要な事項は、当細則に定める。

### 第1条 会員

会員は、各世帯の代表者1名とする。世帯が会費を複数納入する場合は、その複数分の会員数とする。

### 第2条 会費

会費は、年間2,000円とする。

### 第3条 役員の立候補および推薦

会員は、誰でも会長、副会長、幹事および監査役に立候補することができ、また、他の会員を推薦することができる。推薦する場合は、本人の了解を得なければならない。

### 第4条 選挙世話人の任務、任期、選出

1. 選挙世話人は、役員選出に関する事務を行う。
2. 選挙世話人の任期（当年1月1日～翌年12月31日）は2年とし、再任を妨げない。
3. 選挙世話人は、各地区で1名選出する。
4. 選挙世話人代表は、選挙世話人の中から互選で選出する。

### 第5条 会長、副会長、全区選出幹事および監査役の選出方法

1. 立候補および推薦の届出は、選挙世話人に文書で行う。届出の期間は1週間とし総会の開催通知に明記する。
2. 立候補者が定員を超えた場合には選挙を行う。
3. 会長選挙は、総会出席会員全員の直接無記名投票によって行う。
4. 副会長、全区選出幹事および監査役については、不完全連記制（定員数以内の候補者名を連記する）によって投票を行う。

### 第6条 地区選出幹事の選出方法

1. 町内会の地域を別表のとおり8地区に分ける。
2. 地区選出幹事の定数は、各地区毎に会員数300までを2名、500までを3名、500を超えるときは4名を目安とする。
3. 各地区では、定数の幹事候補を独自の方法によって選び、選挙世話人に届け出る。

### 第7条 専任幹事の選出方法

1. 専任幹事は、こすもす会館担当2名およびさくらんぼホール担当2名を幹事会で選出する。
2. こすもす会館担当の専任幹事2名は玉川学園町内会第6・第7・第8地区の会員の中から、さくらんぼホール担当の専任幹事2名は同じく第1・第2・第3・第4・第5地区の会員の中から選出するのを原則とする。
3. 各施設を担当する専任幹事2名のうち1名を当該施設の「施設委員会」事務取扱責任者とする。事務取扱責任者は、専任幹事の互選により決定し、その結果を幹事会に報告して承認を得なければならない。

### 第8条 サポーターの任務、任期、選出

1. サポーターは各部において幹事の業務活動を支援する。必要な場合は許可を得て幹事会に出席し、意見を述べるができる。
2. サポーターの任期は1年とし、再任は妨げない。
3. サポーターの選出は常任幹事会で推薦し、幹事会の承認を得るものとする。

## 第9条 自主防災隊

地区自主防災隊は、平常時においては地域住民の防災意識の啓発や高揚を図り、かつ地域の防災訓練を主導する。災害時においては玉川学園町内会や近隣自治会と協働し自主的な防災活動を行う。詳細については、自主防災隊規則による。

## 第10条 予算の執行

総会で承認された予算の執行にあたっては、事前の「議案」が必要な項目を明確にし、幹事会の承認を得る。それ以外の項目については、各部長の責任で執行する。ただし、執行にあたり幹事会で、事前事後の報告を行う。

## 第11条 慶弔金

1. 会員および同居家族の新入学児童および新生児への祝金は、3,000円相当とする。
2. 会員および同居家族の弔慰金は、3,000円とする。

## 第12条 感謝状

本会は、特に貢献した人に感謝状を贈る。

## 第13条 規定類の制定と改廃

本会運営の細部を定める規定類を制定する場合は、幹事会において承認を得なければならない。改廃の場合も同じとする。

## 第14条 細則の変更

本細則を変更する場合は、幹事会において承認を得なければならない。

## 第15条 帳簿および書類の保存

本会の帳簿および書類の保存期間は、別途、規定に定める。

## <附則>

本細則は、2023年5月28日の定期総会において決定し、2023年5月29日より施行する。